

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 1 回 総 会 議 事 録

自 平成 2 9 年 7 月 2 1 日
至 平成 2 9 年 7 月 2 1 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成29年 7 月 21 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

仮議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
1	中 河 敏 史	○	○	農 地
2	石 田 正 義	○		農 地
3	對 木 範 誉	○	○	農 地
4	林 善 幸	○		総 務
5	澁 谷 幸 子	○		総 務
6	峯 田 弘 子	○		農 地
7	照 井 明	欠		農 地
8	酒 井 伸 吾	○		総 務
9	松 本 隆 志	○		総 務

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 仮議席の指定
 日程 2 議事録署名委員の指名
 日程 3 選挙第 1 号 会長の互選
 日程 4 選挙第 2 号 会長職務代理者の互選
 日程 5 会議案第 1 号 議席の指定
 日程 6 選任第 1 号 専門委員会委員の選任
 日程 7 協議第 1 号 委員の地区担当
 日程 8 協議第 2 号 現況調査の委員
 日程 9 協議第 3 号 農業委員会活動方針の策定
 日程 10 議案第 1 号 農用地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告
 日程 11 議案第 2 号 農用地利用集積計画の作成の要請
 日程 12 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）

開会 午前10時

事務局長

皆様大変ご苦勞様です。

定刻となりましたのでこれより、第1回白糠町農業委員会総会を開催させていただきますと思います。

議事に入ります前に、白糠町農業委員会憲章の唱和を行いたいと思います。

お手元にございます議案書の表紙をめくり、次のページをご覧くださいます。

大変恐縮ではありますが、皆様ご起立願います。

私が「1（ひとつ）」と言いましたら、全員でご唱和をお願いいたします。

（白糠町農業委員会憲章 唱和）

ありがとうございました。

皆様ご着席願います。

これより議事に入りたいと思いますが、本日は、白糠町農業委員会の委員改選後、最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書きの規定に基づき、町長より招集させていただいたところでございます。

ただいまの出席委員数は、白糠町農業委員会委員総数9名中8名の出席となっております。なお、照井委員は急きょ検査入院によりまして本日欠席となっております。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立いたします。

ただいまの議席は仮議席でございまして、席順は議会での任命順とさせていただきます。

後ほど、議席を決定いたしますが、それまでの間、このままの議席で会議を続けさせていただきますのでよろしく願います。

それでは、総会の開催にあたりまして、町長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

町長

あらためまして皆さんおはようございます。第23期の白糠町農業委員会第1回の総会に当たりまして私から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。ただいま局長からもお話がありましたように、本日は最初に行われる総会ということでありまして、法の定めに基づいて町長が招集するという事になった次第でございます。

はじめに委員に就任された皆様方におかれましては日頃から白糠町の町行政の推進にあたりまして、さらにはまた農業の各般にわたる振興のためにも大変お力添えをいただいておりますことをあらためて心から敬意を表しますこととともに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、このたびの任命におかれましては皆様ご承知のとおり公選制から議会の同意を得て任命をする方法ということに変更になった次第でございます。先般、議会におきましてここにいらっしゃる委員の方々が選ばれた次第でございます。

皆様方におかれましてはあらためて心から就任に対しお祝いを申し上げますとともに今後とも何卒ご指導も含めてどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、農業委員会の主たる活動ということでありますけれども、農地法に基づく土地の売買、賃貸であります。定期的には農地をパトロールをする仕事もされ、優良農地として今まで農業委員さんのおかげ様で守ってきていただいたという経過がございます。この度の農業委員さんの方々を拝見させていただきますと、経験豊富なベテラン委員さんをはじめ酪農以外にも羊に関しまして羊のあらゆる可能性を追求し、愛情を持って羊飼いを頑張っていたいております。酒井委員にも就任をしていただきました。さらには中立委員として農業以外の方で公正に判断をしていただく立場では松本委員に就任をしていただいたという経過がございます。また、全国的に女性農業委員さんの登用が強く叫ばれる中で今回も澁谷さんと峯田さん、お二人の女性農業委員が就任していただくということはまさにこの国が目指す3割を女性にするという国が目指す3割を女性にするという男女共同参画のその考えにも即したものになったところにもございます。また、ベテランの皆さんにおかれましては十分白糠の農業を熟知している方々ばかりであります。皆さんとともに連携を取りながら今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで若干近況でありますけれども、農業を取り巻く環境、そしてまたちょっとウイングを広げますとEUとEPAの関係、世界情勢の関係もありますけれども、先般このEUとのEPA交渉が決着をいたしました。このプラスマイナスまだ今後計り知れない部分があるわけですが、やはりこの市場開放を受け入れるということになれば日本にとって最大規模の自由貿易協定になることはご承知のとおりでありまして、国では国内対策を巡ってこれから具体策に向けた議論が本格化することでありますけれども、いずれにしても今北海道の農業を取り巻く環境はこの事を一つとっても厳しいものなるのではないかとということが想定されているところでもあります。このような厳しい状況の中でありますけれども農業委員会におかれましては3年間の任期中、白糠の農業がより一層振興し発展をするためにも皆様方の更なるご尽力を賜り、ご健勝で大いに活躍をされますことを合わせてご祈念をさせていただきます。加えてまたご案内のとおり、今白糠町は新たな町づくりがスタートしてから三本柱、一次産業の再興と振興ということ大きな柱の一つと掲げさせていただいております。とりわけこの三本柱、農林水一次産業であります。これは全道的に見てもやはり農業がやはり安定をして発展をするということが人口減少も含めて大きな町の支えになることは論を待たない経過ではありますので、今後白糠のいろいろな特性を活かしながらも一度足元の材料を耕し直しながら今取り組むという方向でお力を借りながら頑張っているというところでもありますので、どうかそういうところも視点に置いていただきながらこれからの農業行政全般を見据えた中での指導を賜れば幸いということをお願い申し上げます。

本日の第1回目の総会に当たりまして雑駁になりましたけれども私からのご挨拶と就任のお祝いとそして今後のご協力のほどをお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

続きまして、改選後、最初の総会でございますので、農業委員の皆様と事務局職員の紹介をしたいと思いますのですが、恐れ入りますが、紹介につきましては自己紹介でお願いしたいと思います。

まずは、委員の皆様からお願いしたいと思いますのですが、それでは、仮議席の順にお願いいたします。

(農業委員・事務局職員の自己紹介)

これより議事に入りたいと思いますが、委員改選後、最初の総会の議長につきましては、臨時議長が選出されるまでの間は、町長が仮議長の職務を行い、議事を進めることとなっております。

それでは、町長、よろしくお願ひいたします。

町長 それでは、臨時議長が選出されますまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。

これより臨時議長の選出を行います。

選出方法については私の方から指名を行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(出席委員) (異議なし)

町長 ご異議なしと認めます。

よって私の方から臨時議長の指名を行います。

指名に当たりましては、地方自治法第 107 条の規定を準用いたしまして、年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、最年長委員でございます「石田正義委員」を臨時議長の職にご指名申し上げます。

石田委員、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、私の任務も終わりましたので、臨時議長と交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

事務局長 町長におかれましては、他の公務もございますので、ここで退席させていただきます。

どうもありがとうございました。

(町長退席)

臨時議長 それでは、会議を再開いたします。

ただいま、ご指名により会長が決まるまでの間、臨時議長の職を務めさせていただくことになりました、石田です。

皆様のご協力を賜り、務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第 1 「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

日程第 2 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第 13 条第 2 項の規定により、2 名を議長

において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

臨時議長

ご異議なしと認めます。
私の方から議事録署名委員を指名いたします。
仮議席1番 中河 委員、3番 對木 委員の2名を指名いたします。

日程第3 選挙第1号「会長の互選」についてを議題といたします。
斉藤主幹より、議案の朗読および内容の説明をお願いします。

斉藤主幹

選挙第1号 会長の互選
農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に基づき、会長を互選する。

平成29年7月21日提出

白糠町農業委員会 臨時議長 石田正義

互選の方法についてであります。

会長および会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項および第5項の規定により、「委員が互選した者」という定めがございます。

互選の方法といたしましては、特に規定等で定めがございませんが、通常は単記無記名投票による選挙の方法、若しくは指名推薦等による方法がございます。単記無記名というのはご自分以外の名前、個人1名を書いていただくという手法になりますのであらかじめご了承ください。

以上でございます。

臨時議長

ただいま事務局より説明がありましたが、会長の互選につきましては、どのような方法で取り進めたらよろしいでしょうか。

(出席委員)

(単記無記名選挙または指名推薦などの提案)

臨時議長

他にご意見等ございませんか。
無いようですので、それでは、単記無記名投票による選挙に決定させていただきます。
選挙準備のため暫時休憩いたします。

(事務局により投票用具一式設営)

臨時議長

会議を再開いたします。
これより単記無記名投票による選挙を行います。
(事務局により議場閉鎖)

それでは、開票立会人の指名を行います。
開票立会人は、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

臨時議長

ご異議なしと認めます。
私の方から開票立会人を指名いたします。
仮議席4番 林 委員、5番 澁谷 委員。
以上2名を指名いたします。

ただいまの出席委員数は、8名であります。
これより、投票用紙を配布いたします。

(事務局職員により投票用紙配布)

立会人は、投票箱の点検をお願いいたします。
投票箱に異常ありませんか。

(事務局職員は立会人および臨時議長に確認をとる。)

臨時議長

投票箱の点検を行った結果、異常なしと認めます。
お伺いいたします。
投票用紙の配布漏れはございませんか。

(出席委員)

(なし)

臨時議長

それでは、ただいまから投票を開始いたします。
投票は、仮議席順に行います。
事務局より投票順番を点呼させますので、記載台にて記入の上、投票箱に投函願います。
事務局、よろしく願います。

事務局長

それでは投票の点呼を行います(仮議席順に点呼)。
仮議席1番 中河敏史委員、2番 石田正義委員、3番 對木範誉委員、
4番 林 善幸委員、5番 澁谷幸子委員、6番 峯田弘子委員、8番 酒
井伸吾委員、9番 松本隆志委員。

臨時議長

お伺いいたします。
投票漏れはございませんか。

(出席委員)

(なし)

臨時議長

ただいまから開票を行いますので、開票立会人は、立会いをお願いいたします。
開票事務は事務局職員を当たらせてます。
開票願います。

(事務局職員により開票事務)

臨時議長

それでは、開票が終わりました。
開票立会人は、着席願います。

開票の結果を事務局長より発表願います。

事務局長 開票の結果について発表いたします。
投票用紙の配布は8票です。
投票者数の8人と合致しております。
開票の内容につきましては…
林委員6票、對木委員2票、(無記名なし)合計8票でございます。
これに合致しております。

臨時議長 ただいまの報告のとおり、会長には仮議席4番の林委員が当選されましたことを告知いたします。
林委員。

新会長 謹んでお受けいたします。
臨時議長 会長が決定いたしましたので、臨時議長としての私の任務は終了いたしました。
それでは、会長と議長を交代いたします。
皆様にご協力を賜りましたことに感謝を申し上げ退任させていただきます。
暫時休憩いたします。

臨時議長 ここで、会長になられました、林委員に就任のご挨拶をお願いいたします。

会長 (就任挨拶)
議長 会議を再開いたします。
日程第4 選挙第2号「会長職務代理者の互選」についてを議題といたします。

斉藤主幹 斉藤主幹より、議案の朗読をお願いします。
選挙第2号「会長職務代理者の互選」農業委員会等に関する法律第5項の規定に基づき、会長職務代理者を互選する。
平成29年7月21日提出
白糠町農業委員会会長 林善幸
以上であります。

議長 互選の方法といたしましては、選挙第1号の会長の互選と同じく、特に規定等の定めがありません。
通常、単記無記名投票による選挙の方法、若しくは、指名推薦等による方法がございます。会長職務代理者の互選は、どのような方法で取り進めたらよいか、お諮りいたします。

(出席委員) (単記無記名選挙または指名推薦などの提案)

議長 ただいま、二つの方法が出ましたけれども皆さんどちらで進めたらよ

ろしいでしょうか。

(出席委員) (多数決により単記無記名投票に決定)

議 長 それでは単記無記名という事ですので、その方法で進めたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ご異議なしと認めます。単記無記名投票による選挙に決定させていただきます。

選挙準備のため、暫時休憩いたします。

《暫時休憩》

会議を再開いたします。

議 長 それでは、開票立会人の指名を行います。

開票立会人は、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

私の方から開票立会人を指名いたします。

仮議席 6番 峯田委員、8番 酒井委員。

以上2名を指名いたします。

(出席委員) (なし)

議 長 ただいまの出席委員数は、8名であります。

これより、投票用紙の配布をいたします。

(事務局職員により投票用紙配布)

立会人は、投票箱の点検をお願いいたします。

投票箱に異常ありませんか。

(出席委員) (なし)

投票箱の点検を行った結果、異常なしと認めます。

お伺いいたします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(出席委員) (なし)

議 長 それでは、ただいまから投票を開始いたします。

投票は、仮議席順に行います。

事務局より投票順番を点呼させますので、記載台にて記入の上、投票箱に投函願います。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたように、議席の指定は抽選で行います。

　　なお、慣例により、最終議席番号である「9番」は会長の私、そのひとつ前の番号である「8番」は職務代理者の照井委員と指定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長 　　ご異議なしと認めます。

　　それでは、9番は会長、8番は会長職務代理者の議席として決定いたします。

　　それでは、これより抽選を行います。

　　抽選を行う順番は、仮議席の順番で行います。

　　事務局より抽選順番の点呼をお願いします。

斉藤主幹 　　(各委員抽選後、「〇〇委員〇番」と読み上げる。)

議長 　　それでは、ただいま抽選により決定した議席番号を事務局より発表願います。

事務局長 　　ただいま抽選により決まりました、議席番号を発表いたします。

1番 石田正義委員、2番 対木範誉委員、3番 酒井伸吾委員
4番 松本隆志委員、5番 中河敏史委員、6番 澁谷幸子委員
7番 峯田弘子委員、8番 照井 明委員、9番 林 善幸委員。

議長 　　ただいま事務局が発表した内容のとおり議席番号が決定いたしました。

　　暫時休憩いたします。

事務局長 　　それでは、席札をお持ちになって席替えをお願いします。

議長 　　会議を再開いたします。

　　日程第6 選任第1号「専門委員会委員の選任」についてを議題いたします。

　　斉藤主幹より、選任案の朗読および内容の説明をお願いします。

斉藤主幹 　　選任第1号 専門委員会委員の選任

　　白糠町農業委員会専門委員会規則第5条の規定に基づき、専門委員会委員を選任する。

　　平成29年7月21日提出

　　白糠町農業委員会 会長 林 善幸

　　説明いたします。

　　専門委員会規則第5条の規定で、専門委員会委員は、会長が総会に諮って選任することになっております。

　　また、専門委員会規則第6条の規定で、専門委員会の長は、当該委員

の互選によるとなっております。

各専門委員会は、同規則第2条の規定で、総務専門委員会、農地専門委員会となっております。

参考まで議案とは別に一枚ものの専門委員会規則というのが机にありますでしょうか。参考にまで第2条に総務専門委員会の所管事項、事務内容と(2)農地専門委員会の内容がありますのでご参照願いたいと思います。

以上であります。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたように、専門委員会の委員は会長が総会に諮って決めることになっております。

専門委員会の所属先につきましては、各委員の希望を申し出ていただき、取りまとめ後、ひとつの委員会に集中しないよう、議長において調整を加え、公平を期して決定するよう取り進める事にご異議ありませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長 　　大方の委員さんがご異議なしとの意向ですので、そのように取り進めさせていただきます。

それでは、事務局より希望取りまとめ表を配布しますので、各委員は、希望する方を丸で囲んでください。

暫時休憩します。

《暫時休憩》

議長 　　

会議を再開いたします。

事務局長 　　それでは、各専門委員会の委員の発表を行います。

総務専門委員会は、

林 善幸委員、澁谷幸子委員、酒井伸吾委員、松本隆志委員、4名となります。

農地専門委員会は、

照井 明委員、中河敏史委員、峯田弘子委員、石田正義委員、

對木範誉委員、以上となります。

皆様、第一希望のとおり組成されております。

議長 　　ただいま、事務局長の発表のとおり決定いたします。

次に、ただいま決定いたしました専門委員会ごとに委員が集まり、委員長と副委員長を互選していただきたいと思います。

各専門委員会の互選管理人は、年長者1名を定めることにいたしまして、後程、互選結果を報告していただくという事で取り進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。それぞれの専門委員会の互選管理人は、年長者ということにいたします。

暫時休憩いたします。

斉藤主幹 それでは農地と総務に一度分かれてその中で会長と副会長の互選をしたいと思います。

それでは事務局よりご案内申し上げます。

総務専門委員会は、議長席に向かって左側の議席へ、農地専門委員会は、議長席に向かって右側の議席にお集まり下さい。

なお、総務専門委員会互選管理人は、年長者松本委員さん、農地専門委員会互選管理人は、年長者石田委員さんとなりますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

議長 会議を再開いたします。

委員長・副委員長の互選会が終わりましたので、ここで互選管理人より報告をお願いします。

まず、総務専門委員会の互選管理人であります松本委員より報告願ひます。

総務専門委員会互選管理人 総務専門委員会の委員長は澁谷委員、副委員長酒井委員と決定いたしました。

議長 次に、農地専門委員会の互選管理人であります石田委員より報告願ひます。

農地専門委員会互選管理人 農地専門委員会の委員長は對木委員、副委員長は照井委員と決定いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいま報告のとおり、各専門委員会の委員長、副委員長を決定いたします。

議長 日程第7 協議第1号「委員の地区担当」についてを議題といたします。

事務局職員に、協議案の朗読および内容と合わせて、地区担当割の腹案について、斉藤主幹より説明をお願いします。

斉藤主幹 協議第1号 委員の地区担当
委員の地区担当について協議する。
平成29年7月21日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記
地区別一覧表 別紙のとおり
次のページをご覧ください。
それでは、「委員の地区担当」の目的および内容についてご説明をいたします。

個々の農業委員の地区担当と活動分野を明確にし、日常的に活動する体制を確立していくために、委員の地区担当割を行っているところであり
ます。

委員の担当地区における活動については、主に…

- ① 耕作放棄地、無断転用等の点検活動、
 - ② 農地の利用権設定等の農地所有者のあっせん希望等の把握等の活動、
 - ③ 相談業務等を通じて情報の収集および提供の活動、
- …となりますが、地域農業者と密接な関係を築きながら、地域農業の活性化を促進することを目的として委員の地区担当割をするものです。

対象地区は、協議第1号の次のページをお開き下さい。

ここに記載されております39地区149世帯となります。

この担当地区の設置と担当委員を協議により決めるという内容になります。

次に腹案の内容について、説明したいと思います。

担当地区は、沢別の3地区とし、担当委員は白糠町全町域を対象として考えました。

それでは、地区別一覧表の順に、担当地区割と担当委員の腹案内容を発表いたします。

橋西から白糠市街地区の46世帯を、照井委員、峯田委員、酒井委員の3名。

日の出から二股地区の52世帯を、澁谷委員、對木委員、林委員の3名。

西庶路から庶路2区の51世帯を、石田委員、中河委員、松本委員の3名。

以上、腹案として提案いたしますので、ご協議方よろしく願います。

議長 お諮りいたします。

ただいま事務局が説明した内容および腹案の地区割、また、委員の担当地区について、腹案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、事務局腹案のとおり決定いたします。
委員の地区活動よろしくお願い申し上げます。

日程第8 協議第2号「現況調査の委員」についてを議題といたします。

齊藤主幹より、協議案の朗読および内容の説明をお願いします。

齊藤主幹 協議第2号 現況調査の委員
現況調査委員の選任方法について協議する。
平成29年7月21日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸

現況調査の委員についてご説明申し上げます。

現況調査は、現況農地又は採草放牧地以外の土地について、権利等の登記又は建物を建築するなどに際し、現況が非農地である旨の証明を必要とする土地所有者等から、農業委員会に対し現況証明願書が提出されてきます。

これを受理したときは、北海道農務部長通知等による指導のもと、農業委員3名以上で現況証明願い出地を確認して現況地目等を判定し、農業委員会総会に付議した後、証明書を発行することとされております。

今回の協議内容は、どのように現況調査委員の選任を決定したらよいか、協議申し上げるところです。

これまでは、委員活動および地区担当制を重視し、申請があった都度、地区担当委員及び農地専門委員会委員を中心に現況調査を実施してきたところであります。

以上であります。

議長 ただいまご説明のとおり、現況調査の委員につきましては、地区担当制及び農地専門委員会委員を重視し、事務局から指名させていただき、取り進める方法で決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、地区担当制で決定いたします。

日程第9 協議第3号「農業委員会活動方針の策定」についてを議題といたします。

斉藤主幹より、協議案の朗読および内容の説明をお願いします。

斉藤主幹 協議第3号 農業委員会活動方針の策定
白糠町農業委員会活動方針の策定について協議する。
平成29年7月21日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

農業委員会活動方針の策定について、ご説明申し上げます。

活動方針の策定につきましては、農業委員任期の1期3年間の農業委員会活動方針を定めるものであります。

特に地域に役立つ農業委員活動を目指すため、独自の計画・目標・課題を定め取り組みをするよう、全国農業会議所からも指導があるところ
です。

策定作業は2ヶ月から3ヶ月の間とし、おおむね9月ないし10月の総会で決定していただくよう考えております。

本日も協議申し上げます内容は、この策定作業をどのような方法により進めるかを協議していただきたいと考えております。

なお、従前の作成作業は、全員による特別委員会を設置し取り進めて
おります。以上です。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたとおり、策定作業の方法と、策定委員の選任であります。

お諮りいたします。

策定作業は特別委員会を設置し、名称は「白糠町農業委員会活動方針策定特別委員会」とし、構成委員は、全委員をもって取り進めることとし、策定の期間を10月の総会までに報告することに、決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長 　　ご異議なしと認めます。そのように決定いたします。

日程第10 議案第1号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 　　議案第1号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

平成29年7月21日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、法人の名称 ●●●

号別2、●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

この農地法に規定された農地所有適格法人の要件は、「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」の4つがあります。この要件は設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要です。

農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に事業の状況を農業委員会に報告することが義務づけられています。

今回報告のありました2つの法人は、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件、すべて満たすと考えております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 　　議案第1号についての質疑をお受けいたします。
質疑ございませんか。

石田委員 　　この要件確認書というのは1号2号関連すると思うのだけど、これは報告だけで書類上の調査だけでいいものなのか。

斉藤主幹 　　法律義務になっているということで農業法人の決算が終わりましたら決算終了後3か月以内に報告。まずこれが一つの条件です。その提出がありましたら決算書とともに内容を確認するのはその決算書の農業の売上高を確認します。法人の中には農業以外の収入がある法人もござ

いますので農業の売上高がその他の事業の売上の過半を超えていなければならないという法律要件があります。今回の二つの法人につきましては売上高が農業の収入がその他事業を上回っている。まずこの一つがクリアされております。構成員の要件でございますが必ず農業従事者を含めるという要件がございます。農業の従事者というのは年間150日以上従事しているというのが条件です。農業といっても農作業だけ、事務という事もございます。150日の要件というのは事務の要件、農作業の要件、両方含まれている。農作業の部分というのは150日のうち、60日以上が条件となっております。これも書類上クリアしております。以上です。

石田委員
斉藤主幹

これらの監査事務はどうなっているの。

法人であれば年に1回総会があります。その中で今回の両方の法人は監査要件も満たした上で書類を出しておりますので、特段農業委員会としては4つの要件が揃っていれば問題はありません。ただ、先ほど売上高の話をしてしまいましたが、法人の中には当然株式という形態がございますので農業分野以外の法人が参入できる条件となっておりますので農業以外の部分で参入した時が一番注意するところで、例えば農業以外の収入がその時上回っていれば農地所有の適格ではない法人ということでそれは農業委員会で審査していただくことになります。

議 長

他に何かございませんか。

中河委員

大前産業さんの売上高ということで、その他の事業見ますと激減しております。農業の方がはるかに上回っているから問題はないのでしょうか。このへんはどのようなことなのか何か報告はありますでしょうか。

斉藤主幹

その他事業とあるこの内容なのですが、実は国の補助金が投入されております。ですから厳密に言うと農業のお金ではないのです。報告書上その他のところに入ってきている部分、これはチェックしましたら国の補助金が入っている額が●●●●くらいの額。●●●●は利息と別の農業の事業ではなくて諸々の諸費用の部分で収入としてなっておりますので厳密に言えば書類を作る時に全く書かなくても本来大丈夫といえれば大丈夫なんですよね。農業以外に何か収入売上があれば、ここに数字が入るには絶対条件なのですけれども今回中身的には交付金補助金の内容等なのでここを記入しなくてもいいといえればいいんですけれども、ただ一応報告書のとおり記入させていただいたということです。

議 長

他に何かございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案のとおり決定いたします。

(出席委員)

日程第11 議案第2号「農用地利用集積計画の作成の要請」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしく願いいたします。

齊藤主幹

議案第2号「農用地利用集積計画の作成の要請」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

平成29年7月21日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（所有権移転）」。

号別1であります。譲渡人 ●●●様から 譲受人 ●●●様へ●●●円で売買が成立しております。

なお、この売買の成立に至った経緯は、あっせんになります。

所在地は和天別の大平地区になります。所在、地番、面積は●●●ほか、合計20筆の面積では●●●平方メートルになります。

恐れ入りますが、地図をご参照願いたいと思います。1枚めくっていただき、カラーの航空写真に、和天別大平地区を中心に色分けした図面を見ていただきまして、右上に号別1から2まで、譲渡人と譲受人の内容が記載されております。号別1がただいま説明した箇所になります。赤色で表示しておりますが、●●●様の自宅周辺地の箇所、そして●●●様自宅周辺地の箇所、その他に3か所ほど点在しております。詳細は拡大図にお示ししておりますので、もう一枚めくっていただき、拡大図1と拡大図2をご参照願います。拡大図1が●●●様自宅周辺、拡大図2が●●●様の自宅周辺になります。

続いて、号別2の内容をご説明いたします。

議案にもどっていただきまして、号別2の譲渡人 ●●●様から 譲受人 ●●●様へ●●●円で売買が成立しております。

なお、この売買の成立に至った経緯は号別1と同じく、あっせんになります。

所在地は和天別の大平地区になります。所在、地番、面積は●●●ほか、合計15筆の面積では●●●平方メートルになります。

この所有権移転は、公告によって成立いたします。公告予定日は7月26日となっております。

具体的には役場正面にあります掲示場にて公告した後に、譲渡人及び譲受人双方から請求行為や承諾行為などの登記の嘱託を受け、執り進めることになっております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長 それでは、議案第2号についての質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、原案のとおり決定いたします。

日程第12 議案第3号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹

議案第3号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の作成について意見を求められたことから、本会の審議を求める。

平成29年7月21日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、譲渡人「●●●」、譲受人「●●●」

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の決定（所有権移転）」。

この内容につきましては、備考欄に記載してありますとおり、農地保有合理化事業に伴うものです。

農地保有合理化事業の説明をさせていただきます。

この事業につきましては、北海道農業公社の事業になります。農地を売りたい方、また、買いたい方がいらっしゃれば、一旦、農業公社が土地を取得し、一時貸付を行ったあとに売渡しすることになっています。

一時貸付する相手方は認定農業者であり、期間は5年以内、この間は年2パーセントの貸付料の支払義務が生じます。

貸付終了後は売渡となります。

今回の件は、公社が取得した後、この土地を認定農業者に貸付することになりますが、これにつきましては、所有権が農業公社に移転になった後に、手続きを進めたいと考えております。

地図をご覧ください。地番図になります。緑色で示した箇所になります。

この地番図に示した箇所は、北海道農業公社の買入れ対象地になる所です。認定農業者への貸付までのスケジュールについてご説明いたします。

この農用地利用集積計画が7月26日付で公告になりましたら、この日をもって所有権が移転となります。ただ、実際には、登記の変更は、7月26日以降になります。農業公社が今回土地を売渡した●●●様にお金の入金を確認され次第登記手続に移行するので、入金期限が8月末までとなっていることから、期限までの入金を確認され次第、所有者の変更をおこないます。

所有者は●●●となり、公社から認定農業者への賃貸借の設定となります。時期は9月以降の農業委員会総会にてお示しする予定です。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長 議案第3号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これより3年間、微力ではありますが、白糠町の農業発展のため、委員皆様と共に頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、第1回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(閉会時間 午前11時30分)